

# 滑走路面異物(FOD)検知装置の導入検討状況

---

令和5年12月

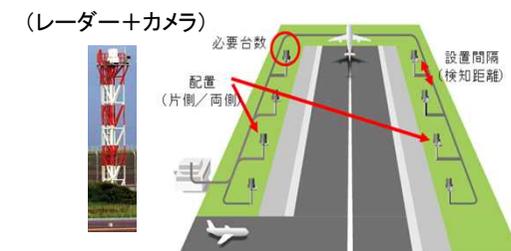
航空局交通管制部運用課

## <概要>

- 滑走路上の異物 (Foreign Object Debris:FOD) は、航空機もしくはその関連システムに損傷を及ぼす可能性があることから、空港管理者はFODの存在又はその可能性がある事態 (航空機部品欠落の発生等) の覚知の都度、滑走路を閉鎖して臨時点検を行っているところ。
- これらの臨時点検の判断は、操縦士等からの通報等をもとに行っており、実際にFOD発見の通報等から点検を開始するまでに一定の時間が経過してしまっていること、また点検の結果、FOD発見に至らないことも多いことから、通報等によらないFODの常時監視及び臨時点検の確立が課題となっている。
- これら課題を踏まえ、滑走路の安全性の向上及び効率的な運用に資することを目的とし、関係機関からなる導入検討会を設置し、発着回数及び滑走路臨時点検回数が多い空港へのFOD検知装置導入について、検討中。

## 滑走路面異物 (FOD) 検知装置導入検討会 (令和3年度 設置)

- (1) 運用要件 (障害時及び悪天候時の対応等)
- (2) 仕様要件 (検知すべき異物の定義、装置性能等)
- (3) 設置台数及び配置 (導入滑走路選定)
- (4) その他、検知装置の導入検討に関する事項



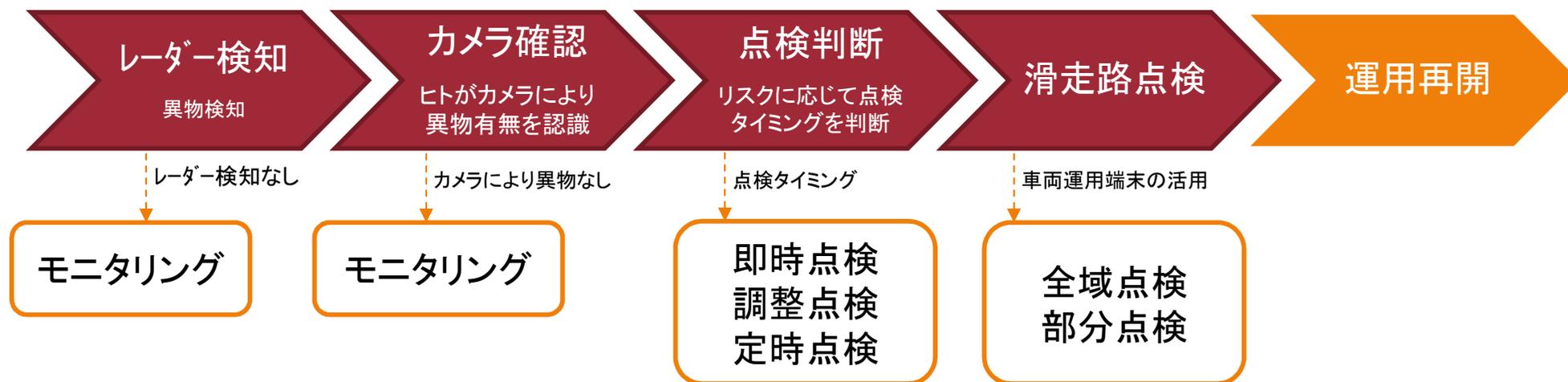
## 滑走路点検(現状)とFOD検知装置の活用(案)

### 滑走路点検(現状)



### FOD検知装置の活用(案)

#### FOD検知装置の活用



滑  
走  
路

安全性向上

効率的運用

**常時監視:** 操縦士等からの通報等によらず、滑走路上の異物有無を常時モニタリング可  
(例: 離陸直後の航空機からの落下物等をモニタリングできる。)

**点検判断:** レーダー検知なし/カメラにより異物なしの場合、モニタリングを継続(点検タイミングの調整)

**点検経路:** FOD落下位置特定による部分点検により、点検経路及び滑走路占有時間の短縮